

<対策のポイント>

我が国の果樹産地の生産体制を強化するため、**優良品目・品種への新植・改植、優良苗木・花粉の安定確保、放任園地の発生防止、加工原料用果実の安定供給等**の取組を支援します。特に、労働生産性を向上させるため、**省力樹形の導入への支援を強化**します。

<政策目標>

果樹産地における労働生産性の向上（労働時間当たり生産量の10%向上〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

1. 果樹経営支援等対策

優良品目・品種への新植・改植及びそれに伴う未収益期間における幼木の管理経費への支援を行います。特に、**平坦で作業性の良い水田等への新植や、労働生産性を向上させることが可能な省力樹形向けの支援単価を新設**します。

<支援単価の例（括弧内は新植の支援単価）>

品目	慣行栽培	省力樹形栽培		未収益期間対策 (幼木管理経費)
		高密度低樹高栽培	超高密植栽培	
かんきつ	23 (21) 万円/10a	111 (108) 万円/10a (根域制限栽培)		22万円/10a (5.5万円/10a × 4年分) (品目共通)
りんご	17 (15) 万円/10a	53 (52) 万円/10a	73 (71) 万円/10a	
なし	17 (15) 万円/10a	33 (32) 万円/10a (ジョイント栽培)		

2. 優良苗木・花粉の安定確保対策、放任園地発生防止対策

- 果樹の生産に必要な苗木や花粉の安定供給を図るため、**優良苗木の生産体制の構築や国産花粉専用園地の育成等の取組を支援**します。
- 伐採や植林等の**放任園地発生防止の取組を幅広く支援**します。

3. 果実流通加工対策

加工原料用の国産果実の供給不足に対応するため、**実需者との契約取引の導入、省力型技術体系の導入実証等**の取組を支援します。

4. 未来型果樹農業等推進条件整備（別紙）

<事業の流れ>



<事業イメージ>

○ 省力樹形の導入支援

省力樹形の特長

- ・ 小さな木を密植して、直線的に配列するため、**作業動線が単純で効率的**。
- ・ 密植することで、**高収量化**が可能。
- ・ 日当たりが均一となり、**品質が揃いやすい**。
- ・ 成木までの期間が短いことから、**早期成園化**が可能。

根域制限栽培
(みかん)

慣行比
2倍以上
の収量

超高密植栽培
(りんご)

慣行比
1.7倍
以上の
収量

ジョイント栽培
(なし)

剪定作業
時間40%
短縮可能

○ 優良苗木生産推進対策（苗木育苗ほ場の設置等への支援）



○ 花粉の安定確保、放任園地の発生防止

- ・ 国産花粉の安定確保のため、花粉樹の植栽等の取組を支援。
- ・ 放任園地の発生防止のため、地域が必要と認める伐採や植林の取組を支援。

【お問い合わせ先】 生産局園芸作物課（03-3502-5957）

② 未来型果樹農業等推進条件整備

【令和2年度予算額 5,687（5,587）百万円】

<対策のポイント>

労働生産性を抜本的に高めたモデル産地を育成するため、水田への果樹の新植や中山間地等の既存産地の基盤整備後の改植を通じて、まとまった面積で省力樹形・機械作業体系を導入する場合に、早期成園化や成園化までの経営継続・発展等に係る取組をパッケージで支援します。

<政策目標>

果樹産地における労働生産性の向上（労働時間当たり生産量の10%向上 [令和12年度まで]）

<事業の内容>

一定規模以上（2ha以上（基盤整備を行う場合は5ha以上））で省力樹形を導入する場合、それに必要となる次の取組をパッケージで支援します。（果樹農業生産力増強総合対策及び農地耕作条件改善事業により支援。水田に新植する場合は、さらに水田活用の直接支払交付金により支援。）

1. 新産地育成型（水田等への果樹の新植）

（1）早期成園化、経営の継続・発展に係る取組

- ① 大苗の育成：20万円/10a
 - ② 省力技術研修：3万円/10a
- 最大23万円/10a※

水田の場合、水田活用の直接支払交付金(a・b)と合わせて最大33.5万円/10aを支援。（※上記の23万円/10aから10万円/10aを控除）

- a. 高収益作物定着促進支援：2万円/10a×5年間
- b. 高収益作物畑地化支援：10.5万円/10a

（2）機械作業体系に必要な資機材の導入・設備のリース導入

2. 既存産地改良型（中山間地等の既存産地の基盤整備後の改植）

（1）早期成園化、経営の継続・発展に係る取組

- ① 大苗の育成：20万円/10a
 - ② 代替農地での営農：28万円/10a
 - ③ 省力技術研修：3万円/10a
- 最大51万円/10a

（2）機械作業体系に必要な資機材の導入・設備のリース導入

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 新産地育成型



2. 既存産地改良型



【お問い合わせ先】生産局園芸作物課（03-3502-5957）